

大会イベントなどを主催する皆さま方へ

大会イベントなどを開催する際、次の内容に該当する場合は、嶺北消防組合火災予防条例第45条に基づき届出書を提出する必要があります。

届出対象

- (1) 「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」を行う場合
- (2) 「煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け」を行う場合
- (3) 「劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催」を行う場合
- (4) 「消防隊の通行その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事又は露天の開設」を行う場合
※露天とは、野外で行われる青空市場やフリーマーケット等をいう
- (5) 「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）」を行う場合
※露店とは、道ばたや神社の境内等で行われるテント式の簡易な店舗をいう

留意事項

- (1) 火気を使用する露店を開設する場合やガソリンなどの危険物を貯蔵・取扱う場合は、消防職員が現地におもむいて火災予防上の検査を実施いたします。
- (2) 火気を使用する露店やガソリンなどの危険物を貯蔵・取扱う場合には、必ず消火器を設置して消火準備を行ってください。
- (3) [露店を開設する皆さま方へ ～嶺北消防組合からのお願い～](#) を参照ください。

※ 詳しくは、下表に記載の最寄りの消防署までお問い合わせください。

消 防 署	連 絡 先	所 在 地
嶺 北 消 防 署	0776-51-0911	坂井市春江町随応寺17号10番地
嶺北あわら消防署	0776-73-0119	あわら市花乃杜5丁目2番3号
嶺北丸岡消防署	0776-66-0119	坂井市丸岡町一本田5字36番
嶺北三国消防署	0776-82-6119	坂井市三国町中央1丁目1番36号